

改正 平成11年3月31日規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、美しいまちをつくる三春町景観条例(平成2年三春町条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(工作物)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次の各号に掲げる工作物とする。

- (1) 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(第5号に掲げるものを除く。)
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの
- (5) 電波供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物
- (6) 広告塔、広告板その他これらに類するもの
- (7) 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの
- (8) 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (9) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設
- (10) 自動車の駐車のために供する立体的な施設
- (11) 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設
- (12) ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設
- (13) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (14) その他町長が指定するもの

(地区の区域)

第3条 条例別表の大分類の田園地区及び市街地地区の区域については、別表第1の通りとする。

(国、県等の適用の除外)

第4条 条例第3条第4項により町が協力を要請する国、県又はその他の公的機関については、条例第9条第1項及び条例第22条第1項の規定を適用しない。

第2章 景観整備等に大きな影響をおよぼす大規模建築物等の行為

(行為の届出等)

第5条 条例第9条第1項の規定による届出は、景観整備等に大きな影響をおよぼす行為届出書(第1号様式)を町長に提出して行うものとする。届出た内容を変更するときも、同様とする。

2 前項の届出には、別表第3の左欄に掲げる行為の区分に応じ、当該右欄に掲げる図書を添付するものとする。但し、町長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 町長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

4 条例第9条第1項の規定による届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに、景観整備等に大きな影響をおよぼす行為完了・中止通知書(第2号様式)により町長に通知するものとする。

(大規模建築物等の規模)

第6条 条例第9条第1項第1号及び第3号から第5号までの規則で定める規模は、別表第2の地区区分に応じ当該ア欄、イ欄、ウ欄、エ欄又はオ欄に掲げるものとする。

(適用の除外)

第7条 条例第9条第2項の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (2) 非常災害のため必要な応急処置として行う行為
- (3) 農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更、土石の類の採取、屋外における物品

の集積若しくは貯蔵又は木竹の伐採

- (4) 法令に基づく許可、認可又は届出に係る行為で、次に掲げるもの
  - ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項又は第80条第1項の許可及び同法第43条の2第1項、第56条の13第1項又は第80条の3第1項の規定による届出に係る行為
  - イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定による届出に係る行為
  - ウ 福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第11条第1項又は第27条第1項の許可及び同条例第9条第1項（同条例第28条で準用する場合を含む。）、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為
- (5) 大規模建築物等の改築又は増築で、その行為に係る部分の床面積又は築造面積の合計が10㎡以下のもの
- (6) 大規模建築物等の外観の模様替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分の床面積又は築造面積の合計が10㎡以下のもの
- (7) 屋外における物品の集積又は貯蔵で次に掲げるもの
  - ア 集積され、又は貯蔵された物品を外部から見通すことの出来ない場所での物品の集積又は貯蔵
  - イ 物品の集積又は貯蔵の期間が90日を超えて継続しない物品の集積又は貯蔵
- (8) 仮設の建築物等で、存続期間が1年以内（工事に必要な仮設の建築物等で工期が1年を超える場合は、その期間）のもの新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更
- (9) 地盤面下又は水面下における行為
- (10) その他町長が景観整備等に大きな影響を及ぼすことがないと認める行為

### 第3章 住民等による景観整備等の推進

（まちづくり協定に定める事項）

第8条 条例第11条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) まちづくり協定地域の土地利用に関する基本計画
- (2) 建築物等の規模、形態、用途、位置、意匠、又は色彩に関する基準
- (3) 景観整備等のために必要な維持管理の方法
- (4) まちづくり協定の有効期間
- (5) その他まちづくり協定地域において景観整備等に関し必要な事項

（まちづくり協定の届出）

第9条 条例第12条第2項の規定による届出は、まちづくり協定内容届出書（第3号の1様式）を町長に提出して行うものとする。届出た内容を変更するときも同様とする。

2 条例第11条第2項の規定による協定には、前項の届出書に協定参加者一覧表（第3号の2様式）を添付するものとする。

3 第1項の届出には、別表第4に掲げる図書を添付するものとする。

（事業者景観協定を要請する事業者）

第10条 条例第14条の規則で定める計画及び行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 数次にわたる行為を行うことが確実な計画
- (2) 土地の区画形質の変更に係る行為
- (3) その他町長が必要と認める計画及び行為

（事業者景観協定の内容）

第11条 条例第15条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材に関する事項
- (2) 敷地の緑化等に関する事項
- (3) 土地の区画形質の変更に係る事項
- (4) 協定の変更及び有効期間に関する事項
- (5) その他景観形成に関し、必要な事項

（事業者景観協定に基づく通知）

第12条 条例第17条第1項の規定による通知は、第5条の規定を準用する。ただし、「条例第9条第1項」とあるのは、「条例第17条第1項」と、「届出」とあるのは、「通知」と読み替えるものと

する。

#### 第4章 行政による景観整備等の推進

(特別地区の整備基準)

第13条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものの内必要なものを定める。

- (1) 建築物等の規模、形態、用途、位置、意匠、又は色彩
- (2) 土地の形質
- (3) 木竹の態様
- (4) 前各号までの維持管理の方法
- (5) その他町長が必要と認める事項

(特別地区内行為の届出)

第14条 条例第22条第1項の規定による届出は、特別地区内行為届出書(第4号様式)を町長に提出して行うものとする。届出た内容を変更するときも同様とする。

- 2 前項の届出には、別表第3の左欄に掲げる行為の区分に応じ、当該右欄に掲げる図書を添付するものとする。
- 3 町長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。
- 4 条例第22条第1項の規定による届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに、特別地区内行為完了・中止通知書(第2号様式)により町長に通知するものとする。

(特別地区のその他の行為)

第15条 条例第22条第1項第6号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町長の指定する木竹の伐採又は植栽
- (2) その他町長が必要と認める行為

(適用の除外)

第16条 条例第22条第2項の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第7条第1号から第4号までに掲げる行為
- (2) 屋外における物品の集積又は貯蔵で次に掲げるもの
  - ア 高さが1.5m以下で、かつ、集積又は貯蔵の用に供される土地の面積が100㎡以下の物品の集積又は貯蔵
  - イ 集積され、又は貯蔵された物品を外部から見通すことの出来ない場所での物品の集積又は貯蔵
  - ウ 物品の集積又は貯蔵の期間が90日を超えて継続しない物品の集積又は貯蔵
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
  - ア 整枝等木竹の成育のために通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (4) 仮設の建築物等で、存続期間が1年以内(工事に必要な仮設の建築物等で後期が1年を超える場合は、その期間)のもの新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更
- (5) 地盤面下又は水面下における行為
- (6) その他町長が景観整備等を図る上で影響を及ぼすことがないと認める行為

#### 第5章 行政による支援措置

(助成等)

第17条 条例第19条第1項及び第2項、並びに条例第26条第2項の規定によるまちづくり協定地域、建築協定区域及び特別地区における技術的援助及び経費の一部助成については、町長が補助要綱を定めて行う。

#### 第6章 雑則

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

地区の区域

大分類	区域
田園地区	市街地地区を除く三春町全域
市街地地区	三春町都市計画に定められた次の用途地域全域 ア 第1種低層住居専用地域 イ 第1種中高層住居専用地域 ウ 第2種中高層住居専用地域 エ 第1種住居地域 オ 近隣商業地域 カ 商業地域 キ 準工業地域 ク 工業地域 及び次の風致地区全域 ケ 城山跡風致地区 コ 紫雲寺風致地区 サ 北町風致地区 シ 天沢寺風致地区 ス 新町尼ヶ谷風致地区 セ 荒町風致地区 ソ 馬場風致地区

別表第2（第6条関係）

届出なければならない大規模な建築物等及び土地の区画形質の変更等の規模

届出対象行為		地区区分			
		田園地区	市街地地区		
ア	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築</li> <li>・改築</li> <li>・増築</li> <li>・移転</li> <li>・外観の模様替え</li> <li>・外観の色彩の変更</li> </ul>	延面積又は建築面積500㎡又は高さ13m	延面積又は建築面積300㎡又は高さ10m	
イ	工 作 物	① 擁壁・垣（生垣を除く）・さく・塀類	新築・改築・増築・移転・外観の模様替え・外観の色	長さ 20m又は高さ 2m	高さ 2m
		② 鉄筋コンクリート柱・鉄柱・木柱類		高さ 13m	高さ 10m
		③ 煙突・排気塔類			
		④ 電波塔・物見塔・風車類			
		⑤ 電線路等の支持物		高さ 20m	
		⑥ 広告塔・広告板類		高さ 4m又は表示面積10㎡	
		⑦ 高架水槽・冷却塔・パラボラアンテナ類		高さ 13m又は築造面積500㎡	高さ 10m又は築造面積300㎡
		⑧ 観覧車・ジェットコースター・メリーゴーラウンド等の遊戯施設類			
		⑨ コンクリートプラント・アスファルトプラント等の製造施設類			
		⑩ 自動車の駐車のために供する立体的な施			

	設（立体駐車場）	彩の 変更		
	⑪ 石油・ガス・穀物・飼料等の貯蔵施設			
	⑫ ごみ処理・し尿処理・汚水処理施設類			
	⑬ 彫像・記念碑類			
ウ	土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む)		面積3,000 ㎡又は高 さ5m超 かつ長さ 10m超の 法面を生 じるもの	面積1,000 ㎡又は高 さ5m超 かつ長さ 10m超の 法面を生 じるもの
エ	鉱物の掘採又は土石類の採取			
オ	屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ3m 又は面積 500㎡	高さ3m 又は面積 300㎡

別表第3（第5条第2項、第7条第2項関係）

景観整備等に大きな影響を及ぼす行為届出書に添付する図書（第5条第2項）

特別地区内行為届出書に添付する行為（第7条第2項関係）

行為の区分		図書の種類	付 近 見 取 図	配 置 図 兼 計 画 平 面 図	各 階 の 平 面 図	各 面 の 立 面 図	主 要 部 断 面 図	外 構 平 面 図	完 成 予 想 図 ( カ ラ ー )	状 況 カ ラ ー 写 真	地 形 図	計 画 平 面 図	計 画 断 面 図	植 栽 計 画 図	備 考	
景 観 整 備 等 に 大 き な 影 響 を 及 ぼ す 行 為	建 築 物 等 の	新築、改築、増築、移転	◎	◎	○	○	○	○	◎	○				◎		
		外観の模様替え	◎	◎	○	○	○	○	◎	○				○		
		外観の色彩の変更	◎	○	○	○				◎	◎					
	土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)又は 鉱物の掘採若しくは土石の類 の採取		◎	◎							◎	○	○	◎	◎	○
	屋外における物品の集積又は 貯蔵		◎	◎	◎						◎	○	○		○	
特 別 地	建 築 物	新築、改築、増築、移転	◎	◎	○	○	○	○	◎	○					◎	
		外観の模様替え	◎	◎	○	○	○	○	◎	○					○	
		外観の色彩の変更	◎	○	○	○				◎	◎					

区内 行為	等の																	
	土地の区画形質の変更	◎	◎							○	○	◎	◎	○				
	屋外における物品の集積又は貯蔵	◎	◎	◎					◎	○	○		○					
	木の																	
	伐採	◎	○						○	○			○					
	植栽	◎	○						○	○			◎					

※1 「◎」印は、必ず添付を要する図書です。「○」印は、必要により添付を求める図書です。

※2 「完成予想図（カラー）」は、体裁を問いません。

※3 印のあるもの及び本表に掲げる以外の図書を求める場合があります。

別表第4（第10条第3項関係）

街づくり協定内容届出書に添付する書類

図書の種類	記載すべき事項例
まちづくり協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観整備等に関する申し合わせ事項</li> <li>○ まちづくり協定の目的となっている地域</li> <li>○ まちづくり協定地域の土地利用に関する基本計画</li> <li>○ 建築物等の規模、形態、用途、意匠、色彩</li> <li>○ 景観整備等のために必要な維持管理の方法</li> <li>○ まちづくり協定の有効期間</li> </ul>
まちづくり協定地域を表示した図面	—

第1号様式

（第5条第1項関係）

第2号様式

（第5条第4項、第7条第4項関係）

第3号の1様式

（第10条第1項関係）

第3号の2様式

（第10条第2項関係）

第4号様式

（第7条第1項関係）